

地上設置型太陽光発電設備の条例化等に係る調査・研究特別委員会（第2回）

に関する会議記録の概要は次のとおりです。

開催日時	令和5年9月26日（火） 9時30分 から12時00分 まで	
開催場所	箕輪町役場 202会議室	
出席者	特別委員会 委員	福与区長（連絡事務嘱託員長） 出席 北小河内区長（連絡事務嘱託員長） 出席 箕輪町農業委員会 会長 出席 箕輪町都市計画審議会 会長 出席 箕輪町文化財保護審議会 会長 出席 箕輪町女性活躍井戸端会議委員 出席 上伊那農業協同組合 北部営農センター長 欠席 箕輪町商工会 会員 出席 上伊那森林組合 伊北支所長 出席 有識者 出席 出席者9人、欠席者1人
	オブザーバー	信州大学学術研究院人文科学系 准教授
	町	総務課長 区長会・防災担当 住民環境課長 環境審議会担当 欠席 みどりの戦略課長・農業委員会事務局長 商工観光課長 商工担当 建設課長 都市計画・景観担当 欠席 文化スポーツ課長 文化財担 総務課ゼロカーボン推進室長 総務課ゼロカーボン推進室長補佐・課長 総務課ゼロカーボン推進室 室員 総務課ゼロカーボン推進室 室員
開会		
委員長あいさつ	本日は県条例に懸念あるかなど、意見を出し合っていていただき、共有したい。	
条例・規則・要綱等について	資料1により事務局説明	
協議事項	町からの課題へのご意見について・・・資料2	

③	資料2（3）により説明 住宅や工場の屋根への太陽光設備の設置は届出の対象外となる件について
意見説明 事務局	7割の方が屋根載せ太陽光は対象外で問題ないというご意見をいただきました。 一部、反射が眩しい等の近隣トラブルが起こる場合が懸念されるという意見がありましたが、H26 のガイドライン設置から現在まで屋根載せ太陽光での町への苦情は、受けたことがございません。
質疑	委員： 屋根載せ太陽光について町で把握する方法はありますか？ 事務局： 既存については町の補助を利用して頂ければ可能。屋根一体型ものは固定資産税の評価対象で把握できる。新築の場合は 建築確認で確認できる。 委員長： 委員会としては、屋根載せ太陽光の届出は不要ということでもいいか？ 委員： 異議なし
①	隣接者及び地元区長の同意書・意見書の提出が必要、不要について
意見説明 事務局	資料2（1）により説明

質疑・意見

委員：

県条例での手続きの流れをしっかりとやれば、説明会もやるし、意見も言える、そして、それに対する回答もいただける、そうであれば、同意は不要と考える。

委員：

今までガイドラインで同意を得てきた。今後トラブルになりそうになった時に抑止力が働くのか疑問

また、隣接者が説明会に来ないということも考えられる。

オブザーバー：

・説明会に来ない人がいるかもしれないという件について
関心がない人を含めて全員を参加させるのは現実的に無理がある。
また同意書を取ったからといってトラブルがなくなるわけではない。逆に同意書があることによるトラブルもある。
・同意書を位置づけるとして、それがルールの中でどういう位置づけにするかによっても変わってくる。同意書の取得を行政の許可要件とする場合、憲法で定める財産権の侵害にあたるとの学説も法学には存在する。
・皆様のご意見を確認して読んでいくと、説明会にどうしても出られなかった方も了解して、地域としても納得しているかを確認する必要があるということがあり、それに対応するには、確認書みたいなものでもよくて、それは回覧版での確認でもいいと考えられる。そうだとするならば、町が同意書として制度化する必要があるのかを考えるべきではないか。

委員：

町で条例をとった時に、県条例と町条例の関係はどうか、

オブザーバー：

町が県より厳しい条例を作ったときには、町が訴訟の当事者となる可能性がある。ただし、FIT 制度の枠組みの中では事業者は裁判に費用をかけるより、他の自治体に太陽光発電設備を設置した方が良いという判断になることもしばしば見受けられる。したがって判例がない、または極端に少ないという現状が自治体の判断を難しくさせている。ただし、条例は法律に違反することはできないという視点から整理することはできる。

委員：

上伊那管内で、伊那市、辰野町など条例がある自治体に比べて、箕輪町独自の条例がないとすると、箕輪町だと簡単に太陽光を設置できるということにならないか、

質疑・意見

オブザーバー：

県条例の手続きを考えるとそう簡単に設置できるようになるとは考えていない。逆に辰野町では、条例があったとしてもトラブル事例があった。したがって長野県の条例ではトラブルの未然防止につながるような制度設計を意図した。

委員：

説明会が大事だと考える。住民だけでは不安、内容をよく知っている町の担当者も説明会に入っただけだと同意書は不要と考える。

オブザーバー：

県の専門委員会でも、ある市では市職員が説明会に行っているようだが、ある町では逆に職員が行くことでトラブルを招くことを懸念して説明会には町職員は同席しないとの方針をもっているところもあった。立場が微妙である。

委員：

経過報告のような形で同意書は必要と考える。説明会をした＝同意ってことではないので、やはり説明会の中のものについて質疑応答していく中で懸念がなければ同意という形にした方が良く考える。

区長はやはり住民の意見をまとめて、反対する人がいたとしても多数決で区として同意できるか判断して頂ければと思う。それを条例で定めた方が良く。運用がうまくいかなければ、またその時変えればよい。

オブザーバー：

地域と業者の間で約束を守る、守らない等のすれ違いが生じる件について、県内の他地域では地域と業者の間で協定書などを結んでいる例がある。ただし、そういったものを公（おおやけ）に、町などを挟んで、規則化していくとややこしいことになることが多い。

委員：

同意書があったがために後々トラブルになったことがあるか、お聞きしたい。

オブザーバー：

区長さんが勝手に同意してしまって、区内の人間関係が破綻した例などは聞く。同意書があって、起きるトラブルも、防げるトラブルもあるが、やはり、ここでいう同意書がどういう効力をもつのか、何を示しているのか、この委員会では統一見解で認識合わせをしておいた方がいい。

質疑・意見

委員：

農業委員会では、農地にかかる事業計画について、申請者が地元農業委員の確認書、事業計画を確認したことを証明する書類を出してもらうようにしている。情報の共有化という点では、このような形でもいいのかなと感じる。これを確認したからと言って何か責任が発生するわけではなく、良い悪いも判断しないものになる。

オブザーバー：

県条例でも説明会の議事録は作成され、公表される。説明と違っていることや、自分の言った意見が載せられていない場合は、そこでチェックが可能。

逆に責任が発生するわけではない、かつ手続き的にも積極的に意味が見出せないものを町として、条例で定めていくのは難しいのではないかな。

委員：

近隣の人が同意していれば、区長の同意は不要なのではないかな。区長一人の責任にするのは反対。

また、説明会については、周知の範囲をどの程度までにするのが重要なのかなと感じる。

オブザーバー：

県条例では、関係する住民のほとんどすべてが説明会の存在を知っている状況を達成しなければならないとなっている。

関係住民の範囲は県条例では定めていない。それは、距離的基準で判断できるものではないと考えているからです。

事務局に次回までに確認して頂きたい点として

県条例の説明の記録のイメージ、規則で定める部分になりますが、これが町としては、どのような項目があれば、皆さんが納得できるようなものになるか示していただくといいのかなと思います。

委員：

令和2年度に福与区で太陽光の申請があった。この時福与区では、町と事業者と区の3者で協定書を結んだ、全部でなくていいけど、意見書提出の中で協定書を結びたい地区はその旨申請することが出来てもいいのかなと思う。

室長：

県条例の中に維持管理計画も併せて出すようになっている、そこを審査する中で必要であれば意見、または協定書を取り交わしたい旨意見することも可能になってくるのではないかと思う。

委員：

事業承継でのトラブルが多い。

室長：

事業承継については、県条例でも報告義務がある。

また、県条例には経過措置があり、事業者は令和6年9月30日までに既存太陽光発電施設について知事に届け出をする必要があり、今までに設置している太陽光発電施設がどのような維持管理がなされていて、ちゃんと運転しているのかも報告しなければならないようになっている。

室長：

意見が出つくしたようですが、ここまでの議論で同意書が必要と考える方はいますか。

必要：1人、不要：6人、確認書的なものが必要：2人

室長：

どういった理由で同意書が必要か。

委員：

隣接者の同意は必要と考えるため。

室長：

確認書が必要な理由は何か。

委員：

隣接者が事業を知らないというのはいかがでしょうか。

説明会も都合で出席できない場合もある。説明を受けたという確認のため。

②	県の許可・届出案件に対して町が県へ提出する意見書
意見説明 事務局	資料2(2)により説明、 県環境影響評価条例に基づく茅野市、諏訪市の意見書の例を説明
オブザーバー	毎回ここまでの意見書を出すということはないと思うが、町としてしっかり意見を出すことは可能。
質疑・意見	特段意見なし
④	箕輪町が条例を制定すべきかどうかについて
意見説明 事務局	資料2(4)により説明

<p>質疑・意見</p>	<p>委員： 1 回目の委員会で町の条例は、必要と意見したが、説明を聞く中で県条例での運用でいいのではないかと思います。</p> <p>委員： 知事への許可申請、届出、については町へコピーが来るのでしょうか。</p> <p>室長： 県への許可申請、届出についても、県資料 P17 (第 1 回配布) にあるように、計画段階からコピーが提出されることになる。</p> <p>委員： 知事に許可申請をする場合、県と住民には距離がある。県に色々話すより、結局町と相談することが多くなりそう。なので、県への許可申請でも町はしっかり内容を把握するようにしてくれればいいと考える。</p> <p>室長： そういうことはあると思うし、対応していく。</p>
	<p>委員長： ここまでの議論で町条例が必要と思う委員の挙手を</p> <p>委員： 1 人挙手。町に条例があった方が良くと思う。</p>
<p>⑤</p>	<p>地上設置型太陽光の導入について</p>
<p>意見説明 事務局</p>	<p>資料 2 (5) により説明 約半数の方が地上設置型太陽光の必要性について賛成 促進区域についても併せて説明、長野県では、農地についても地域と調和した太陽光であれば導入していてもいいという考え方。</p>

質疑・意見	<p>委員： 県の促進区域の考え方の中で農地を外すべきというものがいつ頃外れるか、</p> <p>オブザーバー： 具体的にはわからない。いずれにせよ、促進区域については地域住民にとってメリットがあり、納得感がある中でしか設定されない。</p>
意見説明 事務局	委員からのご意見等を資料3（6）～（8）で確認
質疑・意見	特段意見なし。
	<p>委員長： それでは、これまでの議論をもとに町の方で対応の方向性を検討してもらい、次回はその結果をもとに議論したいと思うがよろしいか。</p> <p>委員： 異議なし。</p>
	（3）その他
次回	10/24（火）9：30～役場 202 会議室で決定
閉会	